

議 長 確認印	
------------	--

総務常任委員会会議録

1 日 時	開会 令和7年1月28日 9:00 閉会 令和7年1月28日 11:05
2 場 所	社会福祉協議会及び子ども第三の居場所「はなまるはうす」
3 出席委員	菊地哲也、堀江祐司、藤田一男、吉田克則、青砥與藏、吉村守広、鈴木孝則
4 欠席委員	なし
5 出席要求者 (説明員)	健康福祉課長、(参考人) 社会福祉協議会事務局長、社会福祉協議会係長 学校教育課長、こども支援室主査
6 職務出席者	事務局長、書記
7 付議事件	第1 埴町社会福祉協議会及び子ども第三の居場所「はなまるはうす」の現状 について その他
8 議事の経過 (社協にて)	堀江祐司副委員長開会 菊池哲也委員長あいさつ 第1 埴町社会福祉協議会及び子ども第三の居場所「はなまるはうす」の現状について 委員長：説明を求める。 (社協事務局長が資料に基づき説明) 委員長：質疑あるか。 吉田克則委員：質疑の前に確認する。民間施設なので、どの程度まで質問できるか。質問範囲 は、町からの補助金の内容、受託事業内となるか。 委員長：事務局から説明願う。 事務局長：基本的には町から補助金を受けている事業。関連するものがあればそれも質問でき るか。答弁は答えられる範囲になる。 青砥與藏委員：それぞれの事業で目標値があるが、基準は何か。 社協事務局長：月の人数・件数等である。 青砥與藏委員：事業を継続していくための考えを伺う。 社協事務局長：他でも同事業を行っているため、利用者が分散している。赤字にならないよう 利用者の確保に努めたい。 青砥與藏委員：町社協は、民間事業者と違い効率の悪い部分をやらざるを得ないところがある と思う。民間との兼ね合い。 健康福祉課長：介護報酬は加算制である。社協は民間であるが、公に近い民間である。介護報 酬が高いものは民間にお願いして、少ないものは社協で請け負うという流れがある。そのた め、ぎりぎりの経営になってしまっている。人数的なものもある。 吉田克則委員：町からの受託事業の総額はいくらか。地域包括支援センター事業に係る町から の助成額。

健康福祉課長：(各受託事業の金額を説明)

地域包括支援センター運営事業補助金は、総事業費から介護保険収入を除いた金額を委託事業として支出している。令和5年度は人件費4名分で16,939,850円。6年度は19,937,000円。約250件の相談があった。

吉田克則委員：あんしんサポートは県受託事業とのことだが、町を経由しているのか。通帳や印鑑等を取り扱う内容なので、どのように対応しているものなのか。

社協事務局長：職員3名で対応している。

社協係長：町を経由することなく、県社協と市町村社協・当事者で契約することになる。通帳管理は、社協で預かり金庫で保管している。局長が鍵を管理し、持ち出すときは必ず検印を受けて3名体制で確認している。記録は全て県社協へ報告している。県社協からはたびたび管理について注意喚起の通知が来ている。その都度、情報共有を図っている。利用者によっては通帳を預けたくない方もいる。その場合は、アドバイスをする見守りサービスを行っている。

鈴木孝則委員：後見人制度とのすみ分けは。

社協係長：埜町においては、成年後見人制度までに至っているケースはまだないが、今後発生することは考えられる。

青砥與蔵委員：エールはなわについて、県の最低賃金の関係で問題ないか。

社協係長：30分350円、1時間700円である。ボランティア事業であり、雇用契約を結んでいるわけではないので抵触しない。料金は、他市町村の内容を見て設定している。

委員長：質疑を終了する。

(説明員退席)

委員長：まとめについて、意見あるか。

吉田克則委員：はなまるはうすの調査終了後にまとめを行うのがよいのでは。

青砥與蔵委員：ここでまとめを行わなくてもよい。

委員長：移動する。

(子ども第三の居場所「はなまるはうす」へ移動)

堀江祐司副委員長開会

菊地哲也委員長あいさつ

委員長：説明を求める。

(学校教育課長及び主査が資料に基づき説明)

委員長：質疑あるか。

藤田一男委員：常勤が2人から1人になっているが。

学校教育課長：退職された。常勤1人でも対応可能のため、雇用しないで1人となっている。

藤田一男委員：常勤1人というのは拠点マネージャーか。

学校教育課長：そうである。

吉田克則委員：月水金が開所日だが、月曜日が祝日の場合は。

学校教育課長：昨年度は祝日の場合はその週に1日増やしたこともあったが、今年度は祝日の場合は休みとしている。

吉村守広委員：寄付については募集しているものなのか。また、本の引き取りは可能か。

主査：いただいた寄付は毎回ではないが、広報や新聞等で報告している。募集は広報でお知らせしている。持ってきていただいたものは、受領するかどうかはこちらで判断する。

学校教育課長：モノによってはお断りする場合もある。

委員長：放課後児童クラブ利用者で「はなまるはうす」を利用しているお子さんはいるのか。

学校教育課長：送迎車で埴学童・笹原学童まで迎えに行っている。

主査：半分から3分の2くらいは学童利用者である。

藤田一男委員：学童もしている方の利用料金は。

主査：1回1回の利用料金を取っているわけではない。

委員長：質疑を終了する。

（委員会室へ移動）

委員長：まとめを行う。意見あるか。

吉田克則委員：それぞれ思いがあると思うので、報告書に記載しそれをまとめとしては。

委員長：報告書に代えるということによろしいか。

（よいという声あり）

青砥與蔵委員：一言よろしいか。埴小学校の授業環境の件だが、先日私一人、普段着で授業を見てきた。1年生から6年生まで廊下から見学してきたので報告する。

委員長：報告書提出期限について、事務局から説明願う。

事務局長：期限は2週間後、2月11日は祝日のため2月10日（月）とする。

委員長：終了する。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員長